

市役所新築問題 発言予定原稿

市議会議員の角谷敏男です。この集まりを計画された自治連の役員みなさんに敬意を表します。議員にも案内がありましたので、5分程度発言させていただきます。皆さんの発言と重複しないようにしたいと思います。

庁舎の耐震対策は、市民のくらしも雇用への対策、改修による耐震化という立場です。議会の特別委員会では、新庁舎の建設費97億6千万円の試算について、平成26年度までの活用が限られている合併特例債の活用を財源の柱とすべきだと一致したということになっています。

この合併特例債は借金ですが、建設費の95%をあてることができる。残り5%にあたる費用は自治体が負担することになっている。その95%は当然借金なので自治体が返済しなければならないが、この借金返済(返済)の70%を交付税で措置、国が地方に交付する地方交付税のなかに入れてくれるというものです。そして、残り30%分は自治体で返済しなければならないというものです。

その結果、自治体の負担分はプラス建設の95%×自治体の負担割合となる30%をかけたものと、最初の5%分を足したもので、この2つをあわせたものであり、すなわち市が負担する建設事業費は33.5%となります。わかりづらいかもかもしれませんが、そうした負担割合となっています。

市に聞きますと、この合併特例債の返済の期間は未定のようですが、1年か2年の据え置きにするのか、返済期間を20年にするのか30年にするのかなど、何も決まっていません。ここで懸念を私がもっているのは、7割の地方交付税が確実に市に交付されるのかという点です。小泉内閣自体に、地方交付税が減額されてきたこともある、交付税を決める基準や単価を国が変えることも考えられる。いまでも国は地方交付税を全額出せないために、臨時財源対策債という借金を地方にさせて、あとで地方が返済する分を交付税で出しているほど、国の財政のまともな運営されていない。だから、合併特例債を財源の柱にする、依存することに懸念をもっている。しかも、市当局の検討委員会では、環境対策や交流スペースなど、市庁舎の新築の規模がまだ大きくなり、建設費が膨らむ可能性がある。環境対策というなら、有効に使えるものはしっかり使うべきではないかと思う。

もう一つは、合併に伴う地方交付税の特例措置が平成26年度で終わり、その後5年間かけて激変緩和の措置が取られ、6年後の32年度からは本来の合併した自治体の地方交付税になるということです。当局の試算では、現在の地方交付税が32年度以降は40億減ると試算している。これに対して、公共施設整備などの各種基金を積んで対応しているが、市民があれこれしてほしいといっても、カネがないといっている。今月11日の日本海新聞の企画記事でも書かれていたが、平成27年度には予算規模が925億になる。しかし、その後は、第9次総合計画の市民政策コメントの資料で明らかにされているが、翌年には861億となり、32年度には813億となり、100億以上も減る。このなかには、市庁舎の借金返済は入っていないと思う。また、どんな事業や経費を削減していく

のか、詳細は分からないが、市民サービスの維持と向上ができるのか、全くわからない。

こうした財政のなかで、市民生活と市民サービスに対応していくうえでも新築は疑問がある。

最後は、改修は二重投資ということがいわれています。駅南庁舎などの既存の施設がある。駅南庁舎は、6年前に購入整備した。せっかく、市民が場所にもなれているのに、一か所に集約することは、それこそ二重投資ともいえるのではないか。

まちづくりや12月10日までおこなわれる市民アンケートの内容・添付資料など、発言したいことはありますが、時間も関係しますので、ここで発言をとどめさせていただきます。